防犯カメラ設置指針検討委員会の設置について

16.07.21

1　防犯カメラ設置指針策定の考え方

犯罪の予防・抑止に防犯カメラの設置は効果があるとされ、地域住民団体のなかでも防犯カメラ設置の自主的取組が進められている。

一方、防犯カメラについては、住民の基本的人権が侵害されるおそれが考えられ、その保護に十分に配慮する必要がある。

そこで、区内における防犯カメラ設置に関する、一定の指針を策定するものとする。

2　指針の内容

- 防犯カメラの設置・運用方法
- 画像データの管理方法
- 指針の適用範囲
- その他

3　防犯カメラ設置指針検討委員会の設置

大学教授・弁護士・防犯専門家による「防犯カメラ設置指針検討委員会」を組織し、当該委員の意見を聞きながら指針を策定する。

(1)メンバー

東京経済大学現代法学部教授	礒野　弥生
弁護士	内田　剛弘
武蔵大学社会学部教授	戸田　桂太
(財)都市防犯センター主任研究員	樋村　恭一
弁護士	古田　利雄

(2)進め方　平成 16 年 7 月 28 日を第１回とし、10 月中を目途に３～４回程度の委員会を開催し、指針を策定する。

4　「防犯カメラ設置指針」の取り扱い（案）

(1)　「安全安心条例」との関係について

策定した「防犯カメラ設置指針」に関する規定を「区安全安心条例」に盛り込むべきかどうかについて、「防犯カメラ設置指針検討委員会」および「安全・安心協議会」において今後検討する。

(2)　防犯カメラ等防犯設備設置にかかる補助制度の創設（案）

犯罪の抑止・防止のために、地域団体が防犯カメラ・防犯灯などの防犯設備を設置する場合には、区は都の補助を受けて、当該地域団体に対し一定額を助成する制度を平成 17 年度から創設する。

この場合、設置する防犯カメラについては、策定する「防犯カメラ設置指針」に準拠していることを条件とする。

（参考）　東京都防犯設備整備補助制度の概要

１　制度の考え方

町会・商店会・ＰＴＡ等の地域団体が、不特定多数の者が出入りする場所に犯罪の抑止・防止を目的に、防犯カメラ・防犯灯・防犯ベル等の防犯設備を設置した場合に、区が当該事業に対し一定の補助を行うものについて、都も一定の補助を行う。

※　商店街振興の目的で、商店街が設置する防犯カメラについての補助制度は従来からある。

２　補助金の交付対象

①　区が指定する「安全安心まちづくり推進地区」内で行う事業
②　町会・商店会・ＰＴＡ等一定の基準を満たす地域団体が実施する事業
③　不特定多数の者が出入りする場所に犯罪の抑止・防止を目的に、防犯カメラ・防犯灯・防犯ベル等の防犯設備を設置する事業（防犯カメラについては使用についての運営基準が定められていることを要する）
④　区が補助要綱に基づき一定の補助を行う事業

３　補助額　　**補助対象経費の１／３**

※　3,000 千円を限度とする。
※　区の補助額の１／２を限度とする。

※例：地域団体の行う防犯設備整備にかかる費用が 900 万円の場合

地域団体の負担	300 万円
区の補助額	600 万円（うち都の補助額 300 万円）